

平成25年4月1日から

広尾町暴力団の排除の推進に関する条例が施行されました。

町では、暴力団の排除について、基本理念を定め、町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的として、広尾町暴力団の排除の推進に関する条例を制定しました。どんな条例なのか概要をご紹介します。

第1条
目的

「町民の安全で平穏な生活の確保」・「地域経済の健全な発展」

第3条
基本理念

「暴力団を恐れない」
「暴力団に資金を提供しない」
「暴力団を利用しない」

「三ない運動」

第4条
町の責務

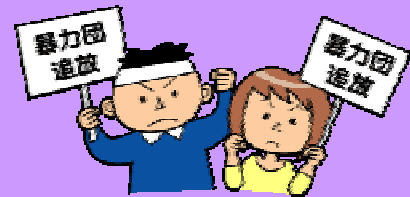
暴力団の排除に関する施策の実施
道・警察・暴追センター・その他関係機関、団体との密接な連携
道が実施する施策への協力
警察・その他関係行政機関に対する情報提供

第5条
町民 事業者 の責務

暴力団の排除活動への自主的な取組
町が実施する施策への協力
暴力団との一切の関係の遮断
町・警察・その他関係行政機関に対する情報提供

町が行う暴力団の排除の措置

- ① 町の事務事業における措置 【第6条】
町の建設工事その他の町の事務又は事業からの暴力団の排除
- ② 公共施設の利用の不許可等 【第7条】
町が設置する公共施設の利用に関する暴力団の排除
- ③ 町民及び事業者に対する支援 【第8条】
町民等に対する情報提供、その他必要な支援
- ④ 青少年に対する教育等のための措置 【第9条】
暴力団の排除の重要性認識のための教育、青少年の育成に携わる者に対する情報の提供、その他必要な支援
- ⑤ 広報及び啓発 【第10条】
暴力団の排除の重要性の理解のための、広報及び啓発



町民の皆さんに守っていただくこと

- 暴力団の威力を利用することの禁止 【第11条】
自己の利益のために暴力団を利用することの禁止
- 利益供与の禁止 【第12条】
暴力団の資金源となる金品や財産上の利益の供与の禁止



暴力団は、さまざまな形で町民・事業者の皆さんの生活や事業活動に介入し、安全を脅かす反社会的勢力です。本条例をご理解いただき、みんなで協力して暴力団の排除に取り組みましょう。

【お問い合わせ先：住民課地域安全係 ☎2-0171】